事務所通信　No.348

令和６年１０月１日

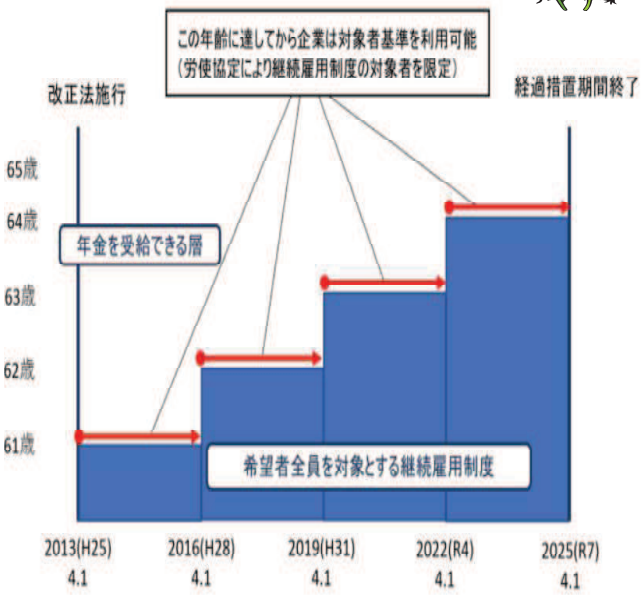
社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649㈹

◆65歳までの高年齢者雇用確保措置 経過措置期間まもなく終了！◆

■平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主について、現在は経過措置として老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も令和７年３月31日を以って終了いたします。

▲経過措置の流れ



▲令和７年４月１日以降は、高年齢者雇用確保措置として以下１から３のいずれかの措置を講じる必要があります。

１　定年の廃止

２　65歳までの定年の引き上げ

３　希望者全員の継続雇用制度の導入

■現在、就業規則で継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている事業主は、令和７年４月１日以降は、定年の条文について変更が必要となります。変更の際はご連絡願います。

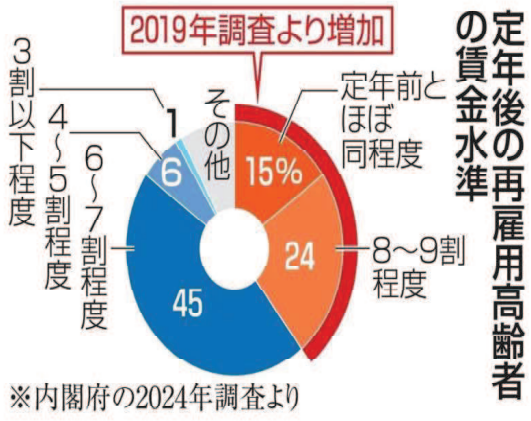
◆定年後の賃金水準 定年前の８割以上とする企業増加◆

■内閣府から「経済財政白書」が公表され「定年後の高齢雇用者の賃金水準」に関する分析が話題となっています。

▲定年後の高齢者の賃金を定年前の６～７割程度とする企業が最も多いですが、定年前の８割以上とする企業が増加し現在、企業の約40%に増加しました。

▲定年前の収入の６割を目途とする判例の影響などもあり、定年後の賃金水準を定年前の６割未満としている企業は、全体の１割未満となっています。また、この５年間の動向を見ると、定年前収入７割程度以下の賃金とする企業が約15%減少する一方で、逆に８割程度からほぼ同等とする企業の割合が約15%増加しています。

▲その結果、定年前収入の８割以上とする企業が現在、全体の約40%になっています。



※内閣府の2024年調査より

■白書では、「人手不足感の高い企業ほど、高齢層を貴重な労働力の担い手と捉え、引き留めやモチベーション引上げのために定年前からの賃金引下げ幅を縮小させている可能性がある」と分析しています。

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/齊藤賢二 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◆ 賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果より ◆

■監督指導結果のポイント

▲令和５年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。



１ 件数 21,349件（前年比818件増）
２ 対象労働者数 181,903人（同2,260人増）
３ 金額 101億9,353万円（同19億2,963万円減）

▲労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案のうち、令和５年中に労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。



１ 件数 20,845件（97.6%）
２ 対象労働者数 174,809人（96.1%）
３ 金額 92億7,506万円（91.0%）

■賃金不払と監督指導の事例（業種：飲食業）

１ 事案の概要

▲労働時間は、勤怠システムにより管理を行っているが、当該システムに搭載された端数処理機能を用いて、日ごとの始業・終業時刻のうち15分未満は切捨て、休憩時間のうち15分未満は15分に切り上げる処理が行われていた。

▲また、着用が義務付けられている制服への着替え時間を労働時間としていなかった。

２ 労働基準監督署の指導

▲労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討、実施すること。過去に遡り労働時間の状況について労働者に



事実関係の聞き取りを行うなど、実態調査を行い実際の支払額との差額の割増賃金が必要となる場合は、追加で支払うこと。



３ その後の事業場の対応

▲労働者へのヒアリングを行って、正しい労働時間数を把握し、再計算の上、差額の割増賃金を支払った。

▲勤怠システムに搭載された端数処理機能の設定を見直し、始業・終業時刻の切捨て、休憩時間の切り上げ処理をやめ、１分単位で労働時間を管理することとした。また、制服への着替え時間を労働時間とすることとした。

◆ 最低賃金 全国平均1,055円 ◆

▲全都道府県の今年度の最低賃金が出そろいました。全国平均は過去最高の1,055円で昨年度比51円増となり、最高額は東京の1,163円、最低額は秋田県の951円、引上げ額の最高額は徳島県の84円。国が示した引上げの目安額50円を27県で上回り、1,000円超えの都道府県が16都道府県と倍増しましたが、人手不足を背景に市場の時給水準は最低賃金を上回って推移しています。



★**新潟県の最低賃金は、10月1日から985円**となります。

◆ 被扶養者資格再確認について ◆

■10月上旬から下旬にかけて、令和６年４月１日において18歳以上の被扶養者の方の状況確認のための「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから事業主へ送付されます。

▲厚生労働省より厳格な方法による再確認が求められており、被保険者と別居している被扶養者、海外在住の被扶養者については被扶養者現況申立書を記入するとともに仕送りの事実・金額が確認できる書類（学生は除く）または海外特例要件に該当していることが確認できる書類の提出が求められます。



▲提出期限は11月29日（金）ですが、被扶養者資格の確認が終わり次第速やかに提出するよう心掛けましょう。



◆ 労働保険料２期分の納付時期です ◆

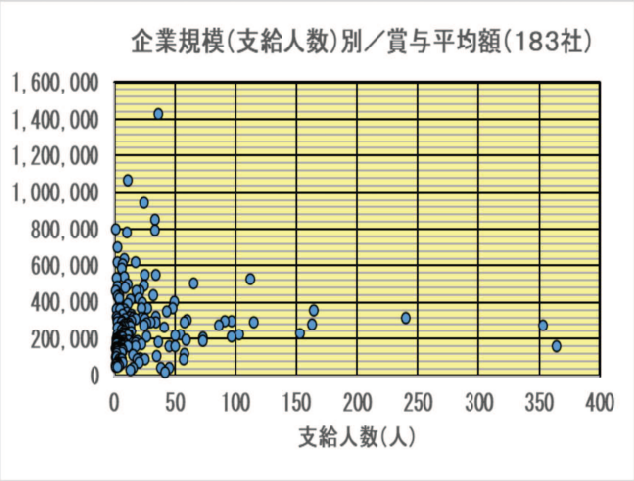
▲事務組合の労働保険料２期分は10月31日(木)が口座振替日となります。振替・集金の場合も10月中旬より順次お知らせを送らせていただきますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■６年夏期賞与分析

▲弊所が扱った「社保・賞与届」からの夏期賞与支給状況（251社）の分析結果です。
（社会保険加入のパート社員分を含む）

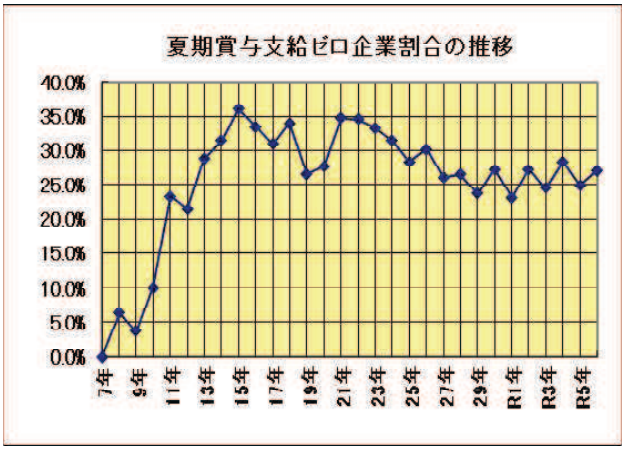
■企業規模（支給人員）別／賞与平均額



■全社加重平均額 288,639（前年比　103.36%）



■支給ゼロ企業は68社 27.1%（前年は24.9%）



■ 拾い読みの読書

Ｍ９地震に備えよ
南海トラフ・九州・北海道

著　者／ 鎌田 浩毅
出版社／ ＰＨＰ新書　　1,200 円＋税

P18　近年、日本列島で毎月のように頻発している地震は、二つの大きな歴史的サイクルから生じている。一つは一千年ぶりの日本列島が経験しつつある「大変動の時代」で、もう一つはほぼ規則正しく太平洋で起きる巨大地震の再来である。

P19　巨大地震の発生はプレート・テクトニクス理論という地球科学の基本理論で説される。

P122　30年以内に発生する津確率は、M8.0の東海地震が88%、M8.1の東南海地震が70%、M8.4の南海地震が60%と計算されている。

P123　実は、ここに大きな問題があると私は考えている。というのは30年以内に70%と言われてもピンとこない・・・・私が伝えたいのは以下の２項目だけ・・・「南海トラフ巨大地震は約十年後に襲ってくる」「その災害規模は東日本大震災より10倍大きい」・・・ 情報を２項目に簡素化すれば、企業も本気でリカバリー計画を立案する気になる。

■ 絵手紙通信



わき芽を欠き損ねてジャングル状態のミニトマト
そこかしこに黄色い実が・・・。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (348号)

■ 備えよ、常に！ (R6.9.1)

▲元旦早々に発生したM7.6、最大震度７の能登半島地震、その後も世界、日本各地で揺れが続いていたが、８月８日にはM7.1、最大震度６弱の日向灘を震源とする地震が発生し、７日以内にM８クラス以上の大地震が発生する可能性があるとして、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されるに至った。発生確率は、数百回に１回程度とはいえ用心に越したことはなく、結局空振りであったことを幸運とせねばなるまい。

▲以前より、東海、東南海、南海地震が30年以内に高確率で発生すると言われているが、2011年の東日本大震災の震源域で「割れ残り」が、千島列島、琉球列島に沿う海溝付近にも歪みが溜まっていると警告する研究者もいる。

▲「関東大震災のとき、家の裏の川も逆流した」と祖母から聞いたことを思い出し、離れた地域であっても影響は大きく、ましてや100年前と比べて複雑で巨大化した社会、都市、産業構造の中での巨大地震とあってはと、「備えよ、常に！」と気を引き締め直した。

▲まずは生命の維持。それも遭遇した状況によって臨機応変な対応が求められるが、今できることは、身を守る知識、技術の習得と危険箇所を点検して防災・減災措置の実行であり、発生後、公的支援体制が整うまでの３～５日間程度の自助・共助の覚悟と備えが必要となろう。

▲そして企業は、万一の場合の直接的、間接的な影響を精査し、従業員や家族の安全、設備、市場等の事業資産の保全・復旧計画等、事業の継続に向けた対応策を早急に準備するときである。

■ 過去の記憶 (R6.9.18)



▲漫然と生きていた若かりし頃、大恩師から生きる目的を問われて窮し、「人として価値のある、面白い人生を生きる」ことと見定めてはとの教えとともに、そのコツとして、「知識・技術力」とそれを使いこなす「知性」（人としてしてはお終(しま)いなことはしない、人としてしなければお終いなことはする力）を磨くことと教わったが、教えに少しは近づきたいと生きる中、「想像力」と「我慢力」も意識して来た。

▲そして、最近読んだ本で、人間の三つの能力、「認知能力」「メタ認知能力」「非認知能力」の概念を知ったが、上手く生きるコツの知識・技術力が「認知能力」、知性と想像力が自己の思考、言動などを客観的に捉え、評価した上で制御する「メタ認知能力」、粘り強さ、我慢力、意欲、協調性、計画性、自制心などとともに個人の特性とする「非認知能力」に符合した。

▲今巷で騒がれている「パワハラ疑惑」「おねだり疑惑」の兵庫県知事にこの物差しを当てはめて見れば、東大からキャリア官僚になったのだから認知能力はあるのだろうが、人としてしてはお終いなことはしない、しなければお終いなことはする知性を物差しとして自らの言動の影響を想像し制御するメタ認知能力と粘り強さ以外の我慢力、協調性などの非認知能力が不足しているようだ。

▲「政治家は、聖人君子たるべし」と言いたげな週刊誌やワイドショーの無いもの強請(ねだ)りには組せず、どちらの候補がよりマシか程度で投票した結果がこの有様では、兵庫県民は忸怩(じくじ)たる想いだろう。当県民も過去２代に渡って同じような想いをしたことが蘇った。